

長野県山村振興基本方針

長 野 県

目 次

○ 長野県山村振興基本方針の策定にあたって	1
I 地域の概況	
1 振興山村の概要	2
2 自然的条件	3
(1) 地理	
(2) 地勢	
(3) 気候	
3 社会的経済的条件	4
(1) 人口の動向	
(2) 産業構造の動向	
(3) 土地利用の状況	
II 現状と課題	
1 山村振興対策の実施状況と評価	7
2 山村振興の現状と今後の課題	7
(1) 農業	
(2) 林業	
(3) 農村集落	
III 振興の基本方針及び振興施策	
1 振興の基本方針	9
(1) 交通施策に関する基本的事項	9
(2) 情報通信施策に関する基本的事項	10
(3) 産業基盤施策に関する基本的事項	10
(4) 経営近代化施策に関する基本的事項	10
(5) 地域資源の活用に係る施策に関する基本的事業	11
(6) 文教施策に関する基本的事項	11
(7) 社会、生活環境施策に関する基本的事項	11
(8) 高齢者福祉施策に関する基本的事項	12
(9) 集落整備施策に関する基本的事項	12
(10) 国土保全施策に関する基本的事項	12
(11) 交流施策に関する基本的事項	12
(12) 森林、農用地等の保全施策に関する基本的事項	13
(13) 担い手施策に関する基本的事項	13
(14) 鳥獣被害防止施策に関する基本的事項	13
(15) その他施策	14
IV 他の地域振興施策等に関する計画、施策等との関連	14
○ 参考資料	

長野県山村振興基本方針の策定にあたって

1 策定の趣旨

長野県山村振興基本方針は、山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号（以下、「法」という。））第 7 条の 2 に基づき、振興山村における様々な振興施策の基本的な事項について定めるものとして平成 18 年 2 月 27 日に策定したが、平成 27 年 4 月 1 日付けで法が改正施行され平成 37 年 3 月 31 日まで期限延長されたことから、現在の社会・経済等の情勢を踏まえて変更し、振興山村市町村が地域の振興に関する計画（山村振興計画）を策定する際の指針とする。

2 対象地域

対象地域となる振興山村とは、法施行令（昭和 40 年 10 月 1 日政令第 331 号）により指定された地域で、昭和 25 年 2 月 1 日における市町村の区域において、旧農林業センサス規則（昭和 34 年農林省令第 36 号）に基づく調査の結果、林野率が 0.75 以上で、かつ、同調査の結果による総人口を総土地面積で除して得た数値が 1.16 未満である区域を指す。

I 地域の概況

1 振興山村の概要

県内は、東信、北信、中信、南信の4つの地域に大別され、平成27年4月1日現在では19市23町35村の77市町村からなっている。

このうち、法に基づき指定された振興山村は、千曲川流域の佐久平、善光寺平、犀川流域の松本平、天竜川流域の伊那谷、諏訪湖を中心とする諏訪盆地等の平坦地を除き県下全域に分布しており、旧市町村数で90地区、平成27年4月1日現在の市町村で49市町村となっている。

【振興山村の概要】 平成22年国勢調査、2010農林業センサス結果による

区分	全県(A)	振興山村(B)	比率(B/A)
市町村数	77市町村	63市町村	81.8%
面積	13,562 km ²	7,367 km ²	54.3%
人口	2,152,449人	175,311人	8.1%
若年者比率(15~29歳)	287,641人	20,120人	7.0%
高齢者比率(65歳以上)	575,024人	60,469人	10.5%

【振興山村の指定状況】 平成22年国勢調査、2010農林業センサス結果による

市町村	山村名	山村人口 人	山村面積			林野率 %	人口密度
			総面積 ha	経営耕地 ha	林野 ha		
長野市	豊栄村、大岡村、戸隠村、鬼無里村	8,496	28,796	364	23,342	81.1	0.30
松本市	錦部村、中川村、奈川村、安曇村	5,986	58,677	121	51,197	87.3	0.10
上田市	室賀村、西内村、長村、傍陽村、武石村	11,933	33,275	738	28,473	85.6	0.36
飯田市	千代村、上村、和田村、八重河内村、南和田村、木沢村	4,094	39,172	107	35,490	90.6	0.10
須坂市	仁礼村、豊丘村	6,925	10,246	163	8,947	87.3	0.68
伊那市	長藤村、三義村、藤沢村、美和村、伊那里村	3,994	43,367	268	38,342	88.4	0.09
駒ヶ根市	中沢村	2,793	6,900	266	5,928	85.9	0.40
大町市	八坂村、美麻村	2,011	10,015	146	8,765	87.5	0.20
飯山市	岡山村	1,078	5,462	222	4,103	75.1	0.20
塩尻市	檜川村	2,854	11,782	x	11,268	95.6	0.24
佐久市	内山村、春日村	3,987	7,536	276	6,137	81.4	0.53
小海町	北牧村、小海村	4,895	11,266	747	9,177	81.5	0.43
佐久穂町	大日向村、栄村、畑八村	7,165	14,395	394	11,987	83.3	0.50
川上村	川上村	4,972	20,961	1,781	17,780	84.8	0.24
南牧村	南牧村	3,528	13,310	1,461	10,528	79.1	0.27
南相木村	南相木村	1,121	6,603	120	5,787	87.6	0.17
北相木村	北相木村	842	5,626	93	5,140	91.4	0.15
軽井沢町	伍賀村	202	765	43	732	95.7	0.26
立科町	芦田村	3,265	4,215	232	3,255	77.2	0.77
長和町	大門村、和田村	3,439	15,674	197	14,032	89.5	0.22
青木村	青木村	4,609	5,709	409	4,621	80.9	0.81
辰野町	川島村	1,107	6,620	43	6,168	93.2	0.17
箕輪町	東箕輪村	3,013	3,200	110	2,676	83.6	0.94
中川村	南向村	2,465	6,589	259	5,493	83.4	0.37
阿南町	和合村	293	6,007	12	5,723	95.3	0.05
阿智村	智里村、清内路村、浪合村	2,720	18,145	39	16,934	93.3	0.15
平谷村	平谷村	563	7,740	4	7,422	95.9	0.07
根羽村	根羽村	1,129	8,995	55	8,174	90.9	0.13
売木村	売木村	656	4,355	80	3,775	86.7	0.15
天龍村	平岡村、神原村	1,657	10,953	40	10,237	93.5	0.15
泰阜村	泰阜村	1,910	6,454	52	5,595	86.7	0.30
豊丘村	神稲村	4,930	5,585	212	4,584	82.1	0.88
大鹿村	大鹿村	1,160	24,835	173	22,268	89.7	0.05
上松町	上松町	5,245	16,847	103	15,157	90.0	0.31
南木曾町	読書村、吾妻村、田立村	4,810	21,596	135	19,206	88.9	0.22
木曾町	新開村、日義村、開田村、三岳村	8,037	43,441	580	38,672	89.0	0.19
木祖村	木祖村	3,134	14,046	103	12,740	90.7	0.22
王滝村	王滝村	965	31,086	14	27,557	88.6	0.03
大桑村	大桑村	4,145	23,445	146	20,225	86.3	0.18
生坂村	生坂村	1,953	3,897	93	2,975	76.3	0.50
朝日村	朝日村	4,741	7,063	381	6,135	86.9	0.67
筑北村	本城村、坂井村	3,263	6,973	197	5,959	85.5	0.47
小谷村	南小谷村、中土村、北小谷村	3,221	26,791	137	23,052	86.0	0.12
高山村	高井村、山田村	7,563	9,850	460	8,481	86.1	0.77
山ノ内町	平隠村、夜間瀬村	10,354	23,526	450	21,408	91.0	0.44
木島平村	往郷村、上木島村	3,252	9,150	498	7,928	86.6	0.36
野沢温泉村	市川村	906	2,675	76	2,204	82.4	0.34
信濃町	信濃尻村	1,715	5,886	93	4,625	78.6	0.29
栄村	水内村、塚村	2,215	27,151	307	23,685	87.2	0.08
合計		175,311	736,653	13,000	644,089	87.4	0.24

2 自然的条件

(1) 地理

本県は、本州の中央部に位置し、周囲8県と隣接する東西約128km、南北約220kmと東西に短く南北に長い地形である。

面積は13,562K㎡と、北海道を除く46都府県のうち、岩手県、福島県に次ぐ広さとなっている。

(2) 地勢

本県は、日本の屋根とよばれ、周囲を標高2,000m～3,000m級の高山が連なり、内部にも諸山岳が重なりあう急峻で複雑な地形となっている。

また、数多の水源を擁し、天竜川・木曾川は南下して太平洋へ、千曲川・犀川は合流して日本海へ流れている。

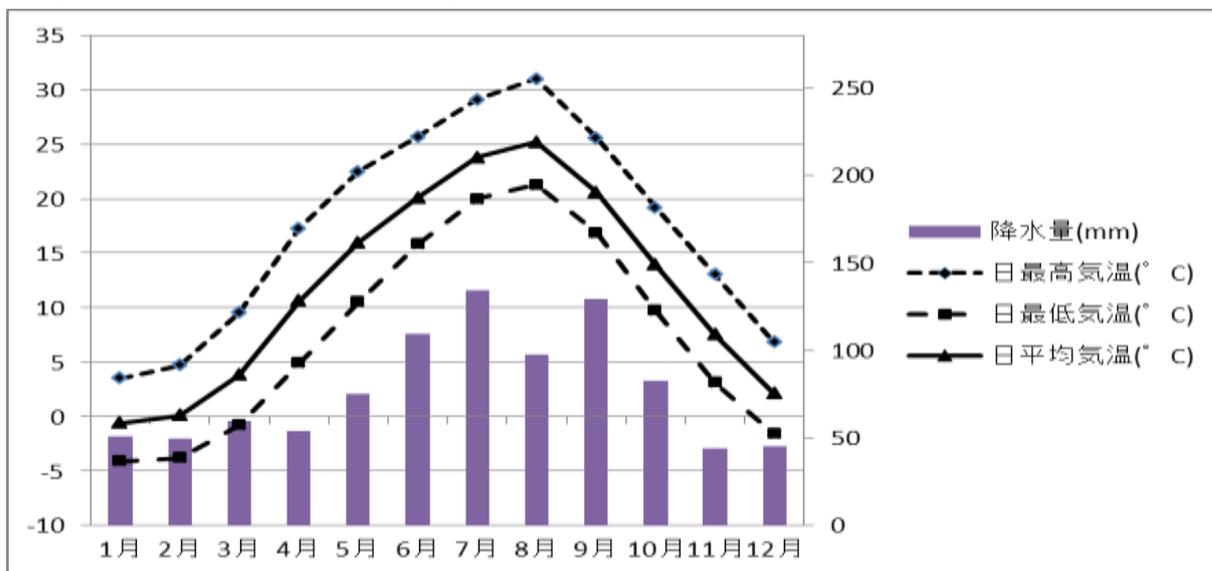
地質は、日本列島を縦断する糸魚川―静岡構造線が県下を南北に走り、その東側は第三紀層が分布している。

(3) 気候

本県の気候は、盆地性の地形のため内陸性気候であるが、南北に長い県域と地形の複雑性から地域差が大きく、北部は日本海側気候、南部は太平洋側気候の影響を受けている。

降水量も地域差が大きく、県の東部から北部にかけては年1,000mm前後と少なめだが、西部から南部にかけては年1,500mmに達している。

【長野(気象地点)の気象データ】 1981～2010年までの統計データによる



長野(気象地点)	年平均気温: 11.9 °C 年降水量: 932.7 mm 統計期間: 1981～2010											
区分	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
日最高気温(°C)	3.5	4.7	9.5	17.3	22.5	25.7	29.1	31.0	25.6	19.2	13.0	6.8
日最低気温(°C)	-4.1	-3.8	-0.8	4.9	10.5	15.8	20	21.3	16.9	9.7	3.1	-1.6
日平均気温(°C)	-0.6	0.1	3.8	10.6	16	20.1	23.8	25.2	20.6	13.9	7.5	2.1
降水量(mm)	51.1	49.8	59.4	53.9	75.1	109.2	134.4	97.8	129.4	82.8	44.3	45.5

3 社会的経済的条件

(1) 人口の動向

本県の人口は昭和40年の195万5000人から年々増加し、平成13年の222万人のピークを境に減少に転じ、平成22年は215万2000人となっている。

振興山村の人口は、昭和40年の22万4000人から年々減少し、平成22年は17万5000人で、県の総人口に占める割合は8.1%となっており、全体に占める65歳以上の人口割合は、全県の26.7%に対し、振興山村は34.5%と高く、30歳未満の人口は、全県の27.1%に対し、22.6%と低く、人口減少及び高齢化の進行が平坦地に比べ顕著である。

【年齢階層別人口動向】国勢調査結果による

単位：人

	年	総数	0～14歳	15～29歳	30～44歳	45～64歳	65歳以上
長野県	昭和60年	2,136,916	446,549	379,452	467,560	551,738	291,617
	平成2年	2,156,220	392,889	399,368	445,728	571,029	347,206
	平成12年	2,215,168	334,306	393,087	409,783	601,705	476,287
	平成22年	2,152,449	295,742	287,641	421,801	572,241	575,024
	(12年対比%)	(97.2%)	(88.5%)	(73.2%)	(102.9%)	(95.1%)	(120.7%)
振興山村	昭和60年	224,140	41,278	34,655	41,887	66,488	39,832
	平成2年	217,172	38,131	32,171	40,394	60,372	46,104
	平成12年	201,208	27,920	28,203	31,398	55,351	58,336
	平成22年	175,311	19,490	20,120	25,698	49,534	60,469
	(12年対比%)	(87.1%)	(69.8%)	(71.3%)	(81.8%)	(89.5%)	(103.7%)

【年齢階層別人口割合】国勢調査結果による

単位：%

	年	総数	0～14歳	15～29歳	30～44歳	45～64歳	65歳以上
長野県	昭和60年	100.0%	20.9%	17.8%	21.9%	25.8%	13.6%
	平成2年	100.0%	18.2%	18.5%	20.7%	26.5%	16.1%
	平成12年	100.0%	15.1%	17.7%	18.5%	27.2%	21.5%
	平成22年	100.0%	13.7%	13.4%	19.6%	26.6%	26.7%
	(12年対比%)	(100.0%)	(91.0%)	(75.3%)	(105.9%)	(97.9%)	(124.2%)
振興山村	昭和60年	100.0%	18.4%	15.5%	18.7%	29.7%	17.8%
	平成2年	100.0%	17.6%	14.8%	18.6%	27.8%	21.2%
	平成12年	100.0%	13.9%	14.0%	15.6%	27.5%	29.0%
	平成22年	100.0%	11.1%	11.5%	14.7%	28.3%	34.5%
	(12年対比%)	(100.0%)	(80.1%)	(81.9%)	(93.9%)	(102.7%)	(119.0%)

(2) 産業構造の動向

県内の産業就業者数をみると、平成22年の就業者数109万人のうち、第1次産業10万4000人(9.5%)、第2次産業31万人(28.4%)、第3次産業67万7000人(62.0%)で、平成12年と比較すると、第1次産業が3万人の減、第2次産業が11万人の減、第3次産業が4万人の増となっている。

一方、振興山村の産業就業者数も、県全体と同様な傾向で推移しており、平成22年の就業者9万人のうち、第1次産業1万8000人(19.5%)、第2次産業2万4000人(26.5%)、第3次産業4万9000人(54.0%)で、平成12年と比較すると、第1次産業が9000人の減、第2次産業が1万8000人の減、第3次産業が4000人の減となっている。

【産業別就業人口】平成22年国勢調査結果による 単位：人

区分	1次産業				2次産業			3次産業					合計	
	農業	林業	その他	計	建設業	製造業	計	運輸業	卸売業	宿泊業	医療・福祉	その他		計
長野県	100,398	2,763	729	103,890	83,923	226,458	310,381	43,398	161,727	69,888	113,872	287,882	876,767	1,091,038
振興山村	16,630	968	59	17,657	8,036	15,920	23,956	3,312	10,032	8,642	8,945	17,964	48,895	90,508
割合	16.6%	35.0%	8.1%	17.0%	9.6%	7.0%	7.7%	7.6%	6.2%	12.4%	7.9%	6.2%	7.2%	8.3%

【年度別産業別就業人口動向】 単位：人

区分	長野県				振興山村			
	総数	1次産業	2次産業	3次産業	総数	1次産業	2次産業	3次産業
昭和60年	1,147,093	195,256	435,248	516,589	128,534	35,716	47,130	45,688
平成2年	1,164,251	164,765	443,485	556,001	110,761	29,375	41,047	40,339
平成12年	1,195,855	134,545	421,450	639,860	122,395	26,442	42,675	53,278
平成22年	1,091,038	103,890	310,381	676,767	90,508	17,657	23,956	48,895
(12年対比%)	(91.2%)	(77.2%)	(73.6%)	(105.8%)	(73.9%)	(66.8%)	(56.1%)	(91.8%)

※昭和60年～平成12年まで山村カード、平成22年は国勢調査結果

【年度別産業別就業人口割合】 単位：%

区分	長野県				振興山村			
	総数	1次産業	2次産業	3次産業	総数	1次産業	2次産業	3次産業
昭和60年	100.0%	17.0%	37.9%	45.0%	100.0%	27.8%	36.7%	35.5%
平成2年	100.0%	14.2%	38.1%	47.8%	100.0%	26.5%	37.1%	36.4%
平成12年	100.0%	11.3%	35.2%	53.5%	100.0%	21.6%	34.9%	43.5%
平成22年	100.0%	9.5%	28.4%	62.0%	100.0%	19.5%	26.5%	54.0%
(12年対比%)	(100.0%)	(84.6%)	(80.7%)	(115.9%)	(100.0%)	(90.3%)	(75.9%)	(124.1%)

※昭和60年～平成12年まで山村カード、平成22年は国勢調査結果

(3) 土地利用の状況

県内の平成 22 年の総土地面積は 135 万 6000ha で、耕地面積は 7 万 4000ha (5.5%) となっており、内訳は、田が 4 万 1000ha (3.0%)、畑が 2 万 2000ha (1.6%)、樹園地が 1 万 2000ha (0.9%) である。

林野面積は 102 万 3000ha と県内の 75.4% が林野となっている。

振興山村の平成 22 年の総土地面積は 73 万 7000ha で全県の 54.3% を占めている。

耕地面積は、1 万 5000ha で振興山村の 2.1% となっており、内訳は、田が 6000ha (0.8%)、畑が 8000ha (1.1%)、樹園地 1000ha (0.2%) である。

林野面積は、県全体と同様で 64 万 4000ha と振興山村の 87.4% を占めており、県全体の総土地面積に対しても 47.5% とほぼ半分を占めている。

【土地利用状況の推移】

単位：ha

区分	総土地面積	耕地面積				林野面積	森林面積	
		計	田	畑	樹園地			
長野県	昭和60年	1,358,462	116,902	62,069	38,775	16,058	1,028,274	1,021,537
	平成2年	1,358,467	106,666	57,537	32,560	16,569	1,027,874	1,018,536
	平成12年	1,358,552	89,342	49,004	26,007	14,331	1,023,069	1,013,682
	平成22年	1,356,223	74,151	40,508	21,912	11,731	1,022,777	1,014,580
	(12年対比%)	(99.8%)	(83.0%)	(82.7%)	(84.3%)	(81.9%)	(100.0%)	(100.1%)
振興山村	昭和60年	739,159	20,056	9,264	9,311	1,481	667,556	593,743
	平成2年	739,159	19,683	8,710	9,666	1,307	672,210	603,783
	平成12年	735,783	15,196	6,281	7,618	1,297	643,137	636,587
	平成22年	736,653	15,155	6,009	7,819	1,327	644,089	641,775
	(12年対比%)	(100.1%)	(99.7%)	(95.7%)	(102.6%)	(102.3%)	(100.1%)	(100.8%)

※昭和 60 年～平成 12 年まで山村カード、平成 22 年は国勢調査結果

【土地利用状況の割合】

単位：%

区分	総土地面積	耕地面積				林野面積	森林面積	
		計	田	畑	樹園地			
長野県	昭和60年	100.0%	8.6%	4.6%	2.9%	1.2%	75.7%	75.2%
	平成2年	100.0%	7.9%	4.2%	2.4%	1.2%	75.7%	75.0%
	平成12年	100.0%	6.6%	3.6%	1.9%	1.1%	75.3%	74.6%
	平成22年	100.0%	5.5%	3.0%	1.6%	0.9%	75.4%	74.8%
	(12年対比%)		(83.1%)	(82.8%)	(84.4%)	(82.0%)	(100.1%)	(100.3%)
振興山村	昭和60年	100.0%	2.7%	1.3%	1.3%	0.2%	90.3%	80.3%
	平成2年	100.0%	2.7%	1.2%	1.3%	0.2%	90.9%	81.7%
	平成12年	100.0%	2.1%	0.9%	1.0%	0.2%	87.4%	86.5%
	平成22年	100.0%	2.1%	0.8%	1.1%	0.2%	87.4%	87.1%
	(12年対比%)		(99.6%)	(95.6%)	(102.5%)	(102.2%)	(100.0%)	(100.7%)

※昭和 60 年～平成 12 年まで山村カード、平成 22 年は国勢調査結果

Ⅱ 現状と課題

1 山村振興対策の実施状況と評価

本県においては、昭和40年に法が制定されたことに伴い、昭和40年から47年にかけて90地域が振興山村として指定され、現在では49市町村が振興山村を有している。

この間、振興山村では、昭和41年度に創設された振興山村農林漁業特別開発事業に始まり、現在まで様々な制度を活用して、区画整理、農道、用排水路などの農業基盤、集出荷貯蔵施設などの農業近代化施設、集落給排水施設、集落道などの生活環境を整備するとともに、農産物直売施設、農産物加工施設などを整備することによる雇用機会の確保、所得の向上など振興対策を計画的に実施してきた。

その結果、整備された農用地では大型農業用機械が導入され、生産性の向上と省力化が図られるとともに、集出荷貯蔵施設の整備により品質の高い農産物供給による有利販売が展開されている。

また、農産物直売施設、農産物加工施設の整備により、高付加価値化と農家所得の向上が図られており、生活環境面では、地下水等に頼っていた飲料水が水道水になり安全な水が確保され、集落道や都市農村交流促進施設の整備により、集落住民同士の間、都市住民との交流が活発となり、農村の活性化が図られるなど、生産基盤・生活環境の両面において高い事業成果があった。

2 山村振興の現状と今後の課題

(1) 農業

振興山村の農家戸数は約22,000戸(全県比17.9%)で平成12年から平成22年の10年間に16.2%減少しており、振興山村以外と比較して減少率が高く、65歳以上の占める割合も70.7%と高齢化が急速に進んでいる。

このことから、耕作放棄地の発生や野生鳥獣による農作物被害が拡大するとともに、農道や水路等の農業用施設の維持も困難となりつつあり、加えて、傾斜地が多いことなどから生産力は低下傾向にある。

一方、「ゆとり」や「やすらぎ」を求める都市住民を中心に豊かな自然や田園風景、農村文化や伝統食など農業・農村資源への関心が高まっている。

このため、多様な農業の担い手確保と農業生産基盤の整備・維持による農業生産活動等の継続を図るとともに、多様な地域資源を活用した新たなビジネスの展開や農村と都市との結びつきによる農村コミュニティの維持・強化を図ることが必要となっている。

また、県土の保全と活用のため、振興山村地域の農業資源が有している水源の涵養、洪水防止等の多面的機能を維持・発揮していくことも求められている。

(2) 林業

森林面積は県土の75%を占め、その半分以上が振興山村であり、振興山村の9割近くが森林に覆われている。

森林には、県土の保全や水源の涵養、木材をはじめとする林産物の供給など私たちの暮らしを支える働きをはじめ、保健休養の場や多種多様な生き物の生息・生育する場の提供、さ

らには、地球温暖化の防止等、地球規模での環境を保全する働きなど多様な機能があり、このような働きは、「森林の多面的機能」といわれ、私たちの暮らしと密接に関わっている。

また、森林から生産される木材は、大気中の二酸化炭素が炭素として固定された再生産可能な資源であることから、木材を利用することは、地球温暖化の防止や循環型社会の構築に寄与するものである。

しかし、その一方では、海外からの低価格な木材製品の輸入、木材に代わる資材の進出などによる木材価格の低迷の長期化、林業経営費の増嵩、森林所有者の意欲の減退、林内路網の未整備等により、過疎地域における木材の生産を主とした林業の経営環境は大変厳しい環境下にある。

このため、間伐などの森林施業が進んでいない森林も多く、このまま推移すると、将来の森林の多面的機能の発揮や木材の安定的な供給に、深刻な影響を及ぼすことが懸念される。そこで、適正な森林の維持・管理や地域産業の展開を図るために、地域における持続可能な林業経営を確立するとともに、平成20年度から開始した森林づくり県民税による里山整備の推進などにより、森林を守り育てる取組が必要となっている。

(3) 農村集落

ア 地域コミュニティ活動

振興山村では、著しい人口減少や高齢化が進み、担い手となる人材が不足するなど、集落単位での地域社会の維持が困難な状況におかれている。

一方、社会経済情勢や価値観の変化などに伴い、公共交通、医療、福祉などの生活サービスや災害時の体制整備など、地域住民のニーズは多様化・高度化している。

このような多様化・高度化しているニーズに対応していくためには、行政だけではなく、地域住民や地域コミュニティ組織など行政以外の様々な主体が、それぞれの自主性に基づき、多様なサービスを提供する主体として重要な役割を果たしていくことが求められ、また大きく期待されている。

そのため、地域コミュニティ組織をはじめとする地域における様々な主体が、自らの課題として地域の課題を発見・解決していく取組や、行政を含めた多様な主体との協働連携による取組を促進するなど、地域コミュニティ活動の推進を図る必要がある。

イ 集落対策

振興山村に存在する集落は、地域住民の居住の場であることはもとより、生産活動や交流の場として生活全般を支え、更に地域の伝統文化を維持しつつ、都市では失われつつある豊かな自然や貴重な伝統文化を脈々と引き継いでいる地域である。

また、食料・水資源・エネルギーの供給や下流域における土砂災害の防止など公益的役割を多分に担っている。

しかしながら、多くの集落においては、人口減少と高齢化の進行に伴い、これまでの集落機能の維持が危惧されるなど、厳しい状況におかれている。

今後、集落の価値を改めて見つめ直し、そこに住み続ける住民が安心・安全に暮らせる地域として健全に維持されるための取組を、地域住民のみならず都市住民等との連携を図りつつ推進していく必要がある。

Ⅲ 振興の基本方針及び振興施策

1 振興の基本方針

急速に進行する少子高齢化や人口減少などに加え、景気低迷による厳しい経済・雇用情勢が続くなど、振興山村を取り巻く状況は一段と厳しい状況にある。

住民生活に最も身近な市町村は、地域経営の主演として行財政基盤の強化が求められているが、振興山村市町村においても厳しい財政状況におかれており、多様化する地域住民のニーズに対し、行政のみで対応していくことは困難になってきている。

そのような中で、地域住民や地域づくり団体をはじめとした多様な主体が、自発的、意欲的に、自らの責任で住みよい地域づくりや地域課題の解決などにあたる公共性・公益性のある活動が活発になっている。

今後、このような多様な主体と行政との協働を通じて、地域の担い手の特性や能力が最大限に発揮されることにより、従来の行政手法だけでは対応に限界がある領域において、地域住民の様々な知恵と力を結集し、新たに地域の魅力や活力を生み出し、社会全体の発展を押し進める大きな力になることが期待されている。

県は、市町村や自治会、地域づくり団体などの公共団体等が住民と協働して、自らの知恵と工夫により自主的、主体的に取り組む地域の元気を生み出す個性ある実践的な地域づくりを支援し、多様な主体による活力あふれる地域づくりを推進していく。

【基本目標】

- 確かな暮らしを支える地域構造の構築
- 信州に根付くつながりの継承
- 地域の絆に立脚する「しあわせ健康県」の実現

(1) 交通施策に関する基本的事項

振興山村と生活圏の中心都市を結ぶ道路の整備を進め、都市との時間距離の短縮を図るとともに、一層の交流促進に努める。

振興山村と県内外の各地域との交流の拡大を図るため、高規格幹線道路とそれを補完する地域高規格道路の整備を進める。

スクールバスや福祉バスなどの通行の安全を確保するための道路整備を進める。

【主な施策】

・ 幹線道路網の整備

振興山村と県内の中核都市又は生活圏の中心都市との連絡強化、及び高規格幹線道路のインターチェンジや鉄道駅へのアクセスを確保するため、一般国道と主要な県道の整備を進める。

県内の主要都市及び県外との交流を促進するため、上信越自動車道の四車線化及び中部横断自動車道、中部縦貫自動車道、三遠南信自動車道の整備促進を関係機関に働きかけるとともに、地域高規格道路の松本糸魚川連絡道路などの整備を進める。

- ・ 地域内道路網の整備

地域内の集落間を連絡するなど、住民生活に密着した主要な生活道路について、県道と市町村道の一体的な整備を進め、基幹的な市町村道については、県代行によりその整備に努める。

- ・ 交通の維持・確保への支援

振興山村においても住民が安全・安心して生活できるよう、市町村、事業者、住民等が連携した地域公共交通の再構築に向けた取組を促進する。

広域的幹線バス路線や民間鉄道の維持を図るほか、在来線における安定運行の確保、輸送力強化と利便性の向上を促進する。

振興山村と都市との交流を拡大し、地域振興に資するため、関係団体等との連携により、リニア中央新幹線の建設促進及び北陸新幹線並びに信州まつもと空港の利用促進を図る。

(2) 情報通信施策に関する基本的事項

面積が広大で山間部の多い本県では、安心して暮らせる地域社会の形成に向けて、保健・医療・福祉、防災・安全、住宅など様々な分野で情報化を図るとともに、高度情報通信社会に対応したひとつづくりやインターネット等情報通信ネットワークを利用できる基盤整備を進める。

【主な施策】

- ・ 地域の情報化の推進
- ・ 高度情報通信社会を担うひとつづくり
- ・ 情報通信基盤の整備

(3) 産業基盤施策に関する基本的事項

振興山村の基幹産業である農林水産業の振興を図るため、生産基盤の整備と併せて、多面的機能を有する農地、森林及び山村環境の整備を進める。

【主な施策】

- ・ ほ場整備、水利施設整備、防災施設整備、農道整備等の農業生産基盤整備、耕作放棄地の再生・活用対策
- ・ これまで整備されてきた水利施設等の適切な保全管理・計画的な更新整備
- ・ 計画的な森林整備の推進、林道等の林業生産基盤整備及び森林病虫獣害対策や林野火災防止の推進等森林の保全管理

(4) 経営近代化施策に関する基本的事項

農林業の生産性向上・経営効率化施策に加えて、加工・販売等の地場産業との連携強化や流通・消費の動向に即したきめ細やかな対策を総合的に展開する。

【主な施策】

- ・ 高収益作物の導入、加工品の開発や商品化、産直等による経営多角化の推進
- ・ 農林水産物の加工・販売による高付加価値化及び安定供給体制整備の推進
- ・ 作業の効率化、労働負荷の軽減等に必要となる機械・施設の整備の推進
- ・ 農林水産業における多様な担い手の確保・育成や就労環境改善

- ・畜産コントラクターなど経営支援組織の育成・活用
- ・農地利用集積や農作業受委託などによる効果的な生産の推進
- ・森林施業の集約化の推進

(5) 地域資源の活用に係る施策に関する基本的事項

地域の基幹産業である農林業の生産性・収益性を向上する観点から、地域資源の活用と農林産物の生産に加え、製造・加工から流通・販売までの主要な役割を地域が担う6次産業化や農商工連携による産業振興により、地域に還元される経済的付加価値の最大化を図る。

【主な施策】

- ・地域ブランド品の開発と生産振興
- ・地場の農林水産物を活用した加工業及び販売業の起業・誘致
- ・木質バイオマスや農業用水を活用した小水力発電等再生可能エネルギーの生産と地域内外での利用の推進
- ・観光業の振興
- ・企画開発、マーケティング、販売等の強化など山村の振興に寄与する人材の育成及び確保のための支援策の推進

(6) 文教施策に関する基本的事項

本県の振興山村は、都市部に比べより児童生徒数の減少が進み、小規模校の増加が課題となっている。

こうした中、振興山村におけるより一層の教育の充実を図るため、公立小中学校等の教育施設の著しい老朽化の施設及び耐震性が不十分な施設の改修・改築を計画的に推進するとともに、教員の確保、通学環境の整備を図る。

また、地域社会における伝統文化の保存、継承・活用を促進するとともに、地域の特色を生かした社会教育施設等の整備や当該施設における活動の活性化を図る。その際、振興山村外に居住する子供に対する自然体験・生活体験の学習の場を提供する観点にも配慮し施策を展開する。

【主な施策】

- ・小中学校の学校施設等教育環境の整備
- ・公民館等の生涯学習、地域の体育施設を活用した生涯スポーツの推進
- ・史跡、遺跡、民俗文化財等の歴史的、文化的遺産の保存・継承・活用

(7) 社会、生活環境施策に関する基本的事項

生活環境においては、快適な暮らしの基盤となる上下水道等の整備とともに、ライフスタイルに応じたゆとりある良質な住環境の整備が求められている。

このため、下水道・農業集落排水・浄化槽等の污水处理施設の計画的、効率的な整備、快適な居住環境の確保や生活関連道路等の生活基盤の整備を推進する。

【主な施策】

- ・地域の実情に応じた水道施設、污水处理施設の整備
- ・消防用設備の整備充実の促進
- ・安心して子どもを産み育てられる環境づくりの促進

(8) 高齢者福祉施策に関する基本的事項

高齢化が全国平均に先行して進行する中、生涯にわたり健康で、高齢になっても生きがいを持って支え手としても活躍するための社会参加の仕組みづくりや、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられることができるよう、介護が必要になっても、医療・介護・生活支援などのサービスが切れ目なく提供される地域包括ケア体制の構築を推進する。

【主な施策】

- ・シニア層が元気に活躍できる「人生二毛作」社会づくりの推進
- ・医療・介護の連携強化、生活支援サービスの充実
- ・在宅及び施設の介護サービスの整備並びに介護人材の養成・確保
- ・生活習慣病予防を重点とした健康づくりの取組の推進

(9) 集落整備施策に関する基本的事項

振興山村集落においては、美しく風格ある国土の形成に寄与するという役割を踏まえ、集落機能の維持向上を図るため、交通通信施設の整備や生活環境整備を一層促進することを基本としつつ、集落としての基礎的条件を維持することが困難な場合においては、住民の合意のもとに集落再編整備や集落間の連携等を進める。

【主な施策】

- ・農林業をはじめとする産業振興、都市との交流や移住・定住の促進、生活環境の整備、伝統工芸・芸能の活性化や人材育成等を通じた集落機能の維持活性化
- ・小さな拠点づくりによる日常生活機能等の確保と地域内ネットワークの強化

(10) 国土保全施策に関する基本的事項

本県の振興山村は、斜面の崩壊や浸食による土砂災害や山地災害が発生しやすい一方、国土や自然環境を保全するとともに、水源を涵養し、国民に必要な資源を供給するなど国民が安全で快適な生活を営むうえで重要な役割を担っている。このことから振興山村地域住民の生命、財産を守り、安全・安心な暮らしを確保するとともにその有する多面にわたる機能の発揮を図るため、施設整備等のハード対策と地域ぐるみの保全活動や防災マップづくり等のソフト対策を総合的に推進する。

【主な施策】

- ・県土の保全や水源の涵養を図るため、治山施設の整備、保安林機能の強化、森林の適正な整備保全等の推進
- ・振興山村地域住民の安全・安心な暮らしを確保する「ため池」の耐震化等、防災対策の推進

(11) 交流施策に関する基本的事項

振興山村と都市との交流は、共生対流を推進するものであり、相互理解を深めながら、人的交流による地域に不足する人材やノウハウ・技術等の確保、地域産品の需要増大や高付加価値化等を通じて振興山村の活性化を図る効果がある。また、将来的にUIターンにつながることも期待される。

このため、振興山村への移住の促進を含めた振興山村における定住の促進に向け、交流施設の整備を促進するとともに、振興山村の交流情報の収集・提供、人材（体験指導者、地域

をコーディネートする人材等)の育成、地域内連携による受入態勢整備等幅広い交流の支援体制を整備し、効果的で継続性のある交流事業の促進を図る。

【主な施策】

- ・グリーン・ツーリズムの推進及び人材の育成
- ・自然、伝統文化、歴史等の振興山村の特色を生かした交流施設の整備
- ・伝統的郷土芸能や山村文化の継承・活用、豊かな振興山村景観の保全
- ・保健・休養、体験学習、レクリエーションなど、森林の総合的利用の推進

(12) 森林、農用地等の保全施策に関する基本的事項

農山村が有する多面的機能の持続的な発揮を図るため、農林産物等の利活用と併せて、多様化する県民のニーズに的確に対応しうる地域の特性に応じた森林・農用地等及び農山村環境の保全を進める。

【主な施策】

- ・計画的な森林整備及びこれらの施業に必要な路網整備の推進
- ・ほ場整備、水利施設整備、防災施設整備等による農地の保全
- ・農林水産物の高付加価値化等の利活用と併せた森林・農用地の保全推進
- ・農地・農業用施設を維持する地域共同活動の推進

(13) 担い手施策に関する基本的事項

地域の中心的な担い手育成及び地域内外からの新規就業者の積極的な誘致を進めるとともに、経営や生産に関する知識・技術の修得を促進し、産業を支える優れた人材を確保する。

【主な施策】

- ・認定農業者や農業生産法人等地域農業の担い手の育成と新規就農の促進
- ・地域の森林経営を推進する林業経営体の確保・育成と新規参入の促進
- ・就労条件等の改善や研修等による林業従事者の確保・育成
- ・女性の能力を発揮した活動の支援、高齢者の活動の場の確保

(14) 野生鳥獣被害防止施策に関する基本的事項

野生鳥獣による農林業被害は減少傾向にあるものの、ニホンジカを筆頭に被害額は依然として高い水準にあり、農村地域における農業者の生産意欲の減退を招き、耕作放棄地の増加など深刻な影響を及ぼしている。また、捕獲従事者の減少や高齢化により、地域における捕獲体制が弱体化している。

このため、野生鳥獣による農林業被害の軽減を図るとともに、人と野生鳥獣との緊張感ある棲み分けによる共存を目指し、「防除対策」「捕獲対策」「生息環境対策」を地域の実情に応じて総合的かつ効果的に講じていく。さらに、地域における取組意欲を喚起するため「ジビエ振興対策」についても進めていく。

【主な施策】

- ・知事を本部長とした野生鳥獣被害対策本部により部局連携による被害対策の推進
- ・被害対策チームによる被害集落の実情に応じた被害対策の支援
- ・「防除対策」として侵入防止柵等の設置に対する支援
- ・「捕獲対策」として地域協議会等の被害対策に対する支援や狩猟者の確保・育成の推進

- ・「生息環境対策」として緩衝帯等の整備に対する支援
- ・「ジビエ振興対策」として施設整備への支援や信州ブランドとしての消費拡大の推進

(15) その他施策

地域に住む若者や女性が夢を持ち、いきいきとした生産や地域活動の展開がなされるよう、住民・NPOと行政等の協働による地域づくりが取り組まれるよう支援を行う。

【主な施策】

- ・食文化、伝統芸能等の伝承の支援
- ・地域住民活動を推進する人材の育成推進
- ・起業支援

IV 他の地域振興等に関する計画、施策等との関連

本県においては、県政運営の基本計画である「長野県総合5か年計画」と、県農政の基本計画である「第2期長野県食と農業農村振興計画」を作成し、平成29年度を目標として各種施策の推進に取り組んでいる。

加えて、人口減少社会を見据えて策定した「長野県人口定着・確かな暮らし実現総合戦略」（平成27年10月22日策定）により、地方創生に向けた施策を展開していくこととしている。

また、本県の振興山村の多くは、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）に基づく過疎地域にも指定されており、過疎地域自立促進方針及び同計画が策定されている。

このため、本県における振興山村の振興施策の展開にあたっては、これらの計画等との整合を図りながら推進するものとする。

○ 参考資料

振興山村の概要